

○「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について

〔平成十五年二月十四日 国自貨第八〇号〕

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車事業検査指導部長
車業總監査指導部長
沖繩総合事務局運輸部長

最終改正 令和元年九月一八日国自貨第五四号

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成十五年二月十四日付け国自貨第七七号)の制定に伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は平成十五年四月一日以降の申請事案について適用することとし、これに伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成七年六月二十日付け自貨第六四号)は平成十五年三月三十一日限りで廃止する。

別紙

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について

1 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を
するものを除く。)の許可

(1) 営業所

①について

・自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が二年以上の賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

・ただし、賃貸借の契約期間が二年に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。

・その他の書類(借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等)については、添付又は提示を求めないこととする。

②について

・都市計画法の照会については、現行どおり各都道府県等の開発部局と密接な連絡調整等を図り事務処理にあたることとされた。

・都市計画法等関係法令(農地法、建築基準法等)については、当然法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他関係書類については、添付又は提示を求めないこととする。

④について

・営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、営業所と

して適切なものであることを確認することとする。

・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。

(2) 最低車両台数

①について

・共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

②について

・けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

(3) 事業用自動車

②について

・リース車両については、契約期間は概ね一年以上とし、当該契約に係る契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 車庫

②について

・共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所において車庫が確保されているものとして扱うものとする。

③について

・事業用自動車を適切に取容することができる

ことが確認できる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認することとする。

・申請時において車庫として整備が完了していない等特段の事情がある場合は、事後的に、事業用自動車適切に収容することができる

④について

・(1)①に同じ。

⑤について

・(1)②に同じ。

(5) 休憩・睡眠施設

②について

・休憩施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、乗務員が有効に利用することができる施設であることとする。

・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。

③について

・(1)①に同じ。

(6) 運行管理体制

・運行管理の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。

④について

・運行管理者が選任されていない営業所については、事業者が運行管理を確実に行うよう指導すること。

(7) 点検及び整備管理体制

・点検及び整備管理体制を記載した書類は別添様式1を例とする。

①について

・グループ企業に整備管理者を外委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成十五年三月十八日、国自整第二百十六号)五―三②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

②について

・整備管理者が選任されていない営業所については、事業者が整備管理を確実に行うよう指導すること。

(8) 資金計画

①について

・資金計画については、別添様式2を例とする。

②について

・自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。
・預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の(提示又は)写しの提出をもって確認するものとする。
・預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認することとする。

・その他貨物自動車運送事業法施行規則第三条第六号から第八号に規定する添付書類を基本

(9) とし審査すること。

法令遵守

③について

ア 申請日前六ヶ月(悪質な違反については一年)の起算日は、その処分期間終了後とする。

イ 業務を執行する役員(いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。

ウ 悪質な違反とは次のとおりとする。

a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。

b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした

場合。

c 事業の停止処分の場合。

④について

・新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、各地方運輸局等は、指導講習会実施要領を定め、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。
・運輸開始の届出後、一ヶ月以降三ヶ月以内に

〔地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導が実施できるよう運輸支局等と地方実施機関とは密接に連携をとること。〕

・なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うものである。

(10) 損害賠償能力

①について

・任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車及び百両以下の貨物自動車運送事業者とする。

・加入すべき任意保険等は、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者一名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が二百万円以上であるものとする。

②について

・危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があること。

(11) 許可に付す条件

・靈きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第五十九条第一項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」

〔貨物自動車利用運送を行う場合にあつては「〇〇運送に限る（貨物自動車利用運送を除く。）」、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行つてはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。〕

2 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

・複数の事業用自動車と同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和三十四年政令第三百二十号）第四条及び第六条第一項の基準に準じて審査すること。

(4) 運行系統及び運行回数

②について

・取扱ひ貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式3を例とする。

3 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(3) 保管施設について

・保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載すること。

4 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可

(6) 等 法令遵守

①について
・事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積

合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る）、事業用自動車の増車（一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について）（平成十五年二月十四日付け国自貨第七十七号。以下「局長通達」という。）4(2)③に掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によつて事業規模が拡大となる申請をいう。
・ホにより確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。

その他

局長通達の別紙11中(1)及び(2)の別途定める様式は、以下のとおりとする。
・(1)については、様式4を例とし、これにより報告を行うよう指導されたい。
・(2)については、様式5を例とし、これにより運輸開始の届出を行うよう指導されたい。

様式例5

平成 年 月 日

運輸局長
殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に参加した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に参加した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）
- ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・自動車検査証（車検証）の写

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について